# リサーチエッセイ No.11

平成14年4月9日

# "八王子判決を考察する"

日医総研 鈴木克己

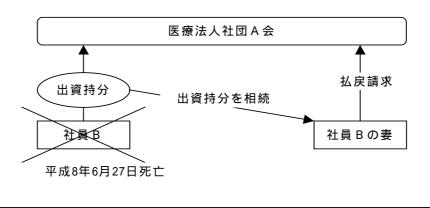
## 1 事実の整理

まず、東京地裁八王子支部により示された判決文から、事実の整理を行う。

医療法人社団 A 会 (以下「A 会」という。)の社員であった B は、平成 8 年 6 月に死亡した。B の妻は B の死亡により出資持分払戻請求権の全部を相続した。その後、B の妻は、出資持分の払戻請求権を行使した。

請求額は、A 会の純資産額に B の保有していた出資持分割合を乗じて算出される 37 億 4900 万円であると主張し、その内金として 13 億円の支払を求めた。

これに対し A 会は B の妻が払戻請求できるのは、B の出資額である 1087 万 1469 円であるとした。



裁判で争われた点は、簡単に言えば、払戻額である。Bの妻は、A会の純資産額にBの出資持分割合を乗じて計算された37億4900万円であるべきとし、A会は、Bの出資額である1087万1496円であるとしている。

#### 2 出資持分払戻しの規定

出資持分の払戻しについて、法律上に規定はない。

しかし、旧厚生省の社団医療法人モデル定款第9条には、出資持分の払戻しについて、「社員資格を喪失した者は、その出資額に応じて払戻しを請求することができる。」と定められている。

問題は、出資額に応じての意味をどのように解釈するかである。

過去の判例では、出資額に応じてといった場合には、出資持分の額そのものではないという見解が示されている。出資額を限度として払戻しをおこなうというのであれば、出資額を限度とするように定款を変更しておくべきであるということである。

#### 3 A 会の定款

では、A会は定款にどのような定めを置いていたのであろうか?

実は、Bの妻が出資持分の払戻請求を行ったときは、A会の定款は、出資額を限度とする定めになっていた。

その経緯は、次のとおりである。

元々、A 会も旧厚生省の社団医療法人のモデル定款に従って定款の定めを置いていたが、A 会の理事長であった B が、持分払戻請求によりその存立を脅かされかねないという危機意識から対策を検討していた。

その後、Bの次男であったCが、Bに代わって理事長に就任し、病院の存続を望む Bの意思を受けて出資額を限度として払い戻すように定款の変更に取り組むように なった。そして、平成8年6月20日に東京都知事より定款変更の認可が得られ、翌 21日付けで定款変更の効力が生じたのである。

Bは、平成8年6月27日に死亡しているので、Bの死亡時には、定款変更の効力が発生していたことになる。

#### 4 争点の整理

定款変更が行われている以上、Bの妻に支払われるべき金額は、変更された定款のとおり出資額が限度になる。

しかし、Bの妻は、手続に問題があるため、この定款変更は無効であり、変更前の 定款に従って出資額に応じた額が支払われるべきであるとの訴えを起こした。

つまり、争点の主眼は、定款変更が有効であったかどうかに置き換わったのである。 定款変更が有効であれば、変更後の定款に従って出資額を限度とした払戻しとなる。 有効でないと判断されて初めて、出資額に応じての意味をどのように解釈すべきか という判断が必要になる。

### 5 裁判所の判断

この争点に関して、結局、東京地裁八王子支部は、手続上の問題はあるものの、「定 款変更は有効であるとするのが相当である」との判断を示し、変更後の定款に従って、 出資額を限度とする払戻しを認容した。

しかし、出資額を限度とした場合には、税務上の問題が発生する可能性がある。

法人の純資産が出資当時よりも増加した場合には、出資額を上回る部分は、法人のものと取り扱われ、法人側に莫大な課税が生じ、逆に医療機関の存続を脅かしかねない。

この点について、判決では、何の見解も示されていない。

つまり、「八王子判決」は、あくまでも定款変更が有効かどうかについて争われ、見解が示された判決であって、定款を限度額に変更することによって生じる税務上の問題やそれに伴う経営の永続性については、何も担保されていないのである。

その後、Bの妻は、判決を不服とし東京高裁へ控訴したが、東京高裁も一審の八王 子判決を支持し、Bの妻の控訴を棄却する判断を示している。

#### 6 まとめ

「八王子判決」は、出資額限度法人が裁判所に認められた画期的な判決であると騒がれたが、その実は、あくまでも定款変更の手続が争われた裁判の判決に過ぎない。

実際に、出資額を限度として払戻しが行われた場合に生じるであろう様々な問題については、見解が示されていない。

従って、出資持分について医療法人が抱える様々な問題に光明をもたらしたと判断 するのは、いささか早計であると言えよう。

なお、このエッセイを書くにあたっては、日本医師会・医業税制検討委員会から出された答申「21 世紀の医療・介護保険制度下における税制の在り方について」を参考にさせて頂いた。